

瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究

菅原研州

一、はじめに

本論は、曹洞宗の江戸時代の学僧・瞎道本光（一七一〇～一七七三、指月慧印「一六八九～一七六四」の資）の著作である『禅戒口訣或問』の検討を通して、瞎道によって示された禅戒思想の研究を行うものである。

二、『禅戒口訣或問』解題

『禅戒口訣或問』であるが、今回の研究では、愛知学院大学図書館蔵・同禅研究所配架の江戸期写本によって検討を行う。当写本は『室内聯灯秘訣』との二冊本であり、『禅戒口訣或問』は二冊目に該当する。

瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究（菅原）

本書の成立経緯だが、先行研究^{〔1〕}及び本書の「序」「奥書」「後序」などからすれば、元々は、太白山永福寺（群馬県高崎市内）の現住禅海長老が癸亥（寛保三年「一七四三」）に夏安居を修行した際、特に請されたことに応じて編まれたといい、実際の編集は宝暦四年（一七五四）閏二月、瞎道四五歳の時に、樹王山慶福寺（埼玉県深谷市内）での開戒会を終えた後、向陽庵内で行った問答を筆記したものが中心となっている。つまり、執筆の契機は早い段階からあったものの、実際に完成するまでには一〇年以上を要したといえよう。その後、先の禅海長老に見せた所、内容について詰問を受けたため、応答を宝暦四年二月十九日に「序」へ組み入れた。更に或人が向陽庵の瞎道を訪ね、

二問の問答を行ったという。その日、瞎道は落馬による身体の痛みが酷く臥せっていたようだが、律儀に答えており、この問答を組み入れて同年上巳（三月三日）に「後序」を記し、脱稿した。

本書の構成は、以下の通りである。

- ・ 禪戒口訣集序（禪海長老からの詰問一条含む）
- ・ 禪戒口訣或問（本文・全三一条の問答）
- ・ 回向
- ・ 略凡例
- ・ 奥書
- ・ 後序（或人からの質問二条含む）

以上から、本書は宗門の禪戒思想について、瞎道が周囲にいた僧侶達からの質問に答える形で成立したものであることが分かる。具体的には、本文の問答三一条に加え、序に一条、後序に二条含まれるため、全体では三四条の問答が交わされたことになる。基本、本文の各問答は段落によって区切られており、その数が三一条だが、各条中で更に問答を進める場合がある。詳しくは後述する。

回向については、瞎道によるもう一つの禪戒論である

『宗伝戒文試参請』²⁾にも見えるが、本書の場合は「淨戒之有無」について比較しつつ、「安穩有戒之處」に住するよう学人に示し、末尾に「上来ノ問答、集ムル所ノ功德ハ、無上正等菩提ニ回向ス」³⁾と締め括っている。

略凡例は、題を便宜的に付した。内容は、本文について「此等之文ハ皆、諸ノ經疏ヨリ拔出ス」とあって、瞎道の私見ではなく、伝統的な戒学の文脈に依拠しつつ論じたものとした。これは、万勿道坦『仏祖正伝禪戒鈔』にも同様の態度が見られるが、当時の宗門学僧の戒学に対する基本的な態度として、留意する必要があるだろう。

三、瞎道の執筆態度について

瞎道による本書の執筆態度を検討したい。契機については先に見たように、永福寺の禪海長老に請われたためだが、瞎道自身の動機は略凡例に、次のように見える。

我、今日、犯戒罪又磨ノ為ニ、如此撰集シテ、同志之梵行者ニ遺属ス。未ダ之ヲ口訣トスルニ足ラザル者、将来之大士ニ付ス。嗚呼。⁵⁾

瞎道は、自らがそれまでに犯した戒罪への又磨（懺悔の

意)のために、本書を撰集して、志を同じくする修行者へ遺囑するものだとした。もし、口訣として不足があれば、将来の居士に改めて付属することを説いている。本書では後述するように、本文③の問答で受戒・伝戒時における加行の意義を詳しく論じる際に、懺悔についても言及するが、善行の功德をもって懺悔に比する態度を採っているため、本書執筆も善行の一環として行われたものかと推測される。

同じく、後序には次のようにある。

然レバ則、汝也ノ訓ニ依ル者、後人我意ノ説也。高祖之真説ニ仍テ、而布洒陀説戒ノ時、宜ク如也之訓話ニ従フベシ。

布薩説戒の時などには、後人我意の説ではなくて、高祖の真説によって行うべきだという。つまり、曹洞宗所伝の禪戒論の確立を願ったのが本書であると推定できよう。

四、『禪戒口訣或問』全三四条の設問について

以下は本書収録の各問答について見ていきたい。本節では各設問を原文翻刻の形で挙げた。その際、原文にはない

晴道本光『禪戒口訣或問』の研究(菅原)

が冒頭に番号と、末尾には丁数を付した。また、各設問について、大問であれば段落を変えて書写されているが、小問については同じ段落の中で論じられているため、大問を丸数字、小問は丸数字の下に更に数字を付して表した(以下本論において問答を採り上げる時には、「本文③」のように略記する)。

まずは設問を確認することで、本書全体の傾向を検討したい。

序

①(禪海長老)或曰、惜イ乎哉、此口訣集ノ中、未夕波羅提毘木叉之説ヲ見ズ。惜イ乎哉、師、如今、云不ンハ焉、則一大欠事ニ不ヤ。(二丁表)

本文

①或問、禪戒之大宗者、不能語禪戒篇ノ中ニ於テ、粗一經一論ニ依憑シテ、而モ後人之、此戒ヲ造立セ不ンコトヲ知。然ドモ、未夕低細ニ戒之梵漢ノ名ト大小異同等ヲ會取セザル。吾、今、疑問ヲ挙テ焉、請師、予ノ為、一一

解説セヨ。(二丁裏)

①—1進云、戒ノ梵漢名者。(二丁表)

②問、十善戒者、所謂不殺生戒等ノ十重禁乎、若何。(二丁裏)

者、受持ト謂フ者、若何ン。(二丁裏)

②—1或云ク、性戒ト云、若シ子カ説ノ如ンハ、性自能持

者、受持ト謂フ者、若何ン。(二丁裏)

②—2制戒者。(三丁表)

②—3問、其義如何。(三丁裏)

③問、上來八十善戒也。宗傳ノ戒法、若何ン。其中、七日

加行等ノ支、師當ニ宣説スベシ。(四丁裏)

③—1問、或師ノ曰、宗傳ノ儀軌ニ本ヨリ對首懺悔無シ。

然ルニ今之ヲ行スル、是ニ似テ不是ト、此説如何ン。

(五丁裏)

③—2尔ラハ對首懺セ不シテ可ナラン歟。(五丁裏)

③—3懺悔ノ字義、梵力華力、若何ン。(五丁裏)

③—4問、礼佛カ先ナルカ、又磨カ先ナルカ。(五丁表)

③—5問、何ンカ故ソ戒法ノ一種ノミ受ルコトヲ須イント

要ス耶。(六丁表)

③—6問、若シ惡ハ頓ニ止ム可シ、善ハ也頓ニ生ス可不

者、亦、應ニ頓ニ滅ス可ク、解ハ頓ニ生ス可不(「不」

は異筆の傍注にて付記)ルベキカ。(六丁表)

④問、受戒ノ受者。

⑤問、授菩薩戒ノ師ハ出家人ノミ用ユト爲ンカ、復在家ノ

人ヲモ用ユト爲ンカ。(六丁裏)

⑤—1問、宗門中ノ菩薩、戒ヲ受ル所以ン者。(六丁裏)

⑥問、三歸戒ハ宗傳ノ中ニ分明也矣。然ニ予、大涅槃經ヲ

閱ルニ第四卷ニ(九下)曰、復、次ニ迦葉、諸佛ノ師

トスル所ハ所謂法也。是ノ故ニ如來ハ恭敬供養ス、法

常ナルヲ以ノ故ニ、諸佛モ亦、常也ト。此ノ佛語ニ依

ルニ、先ツ法ニ歸ス可シ。何ソ佛ニ歸スルヤ。(六丁

裏ノ七丁表)

⑦問、吾三歸ハ佛經秘軌ノ如ナラ不ルカ、律ニハ總別受有

ト説ノ若何ン。(七丁表)

⑧問、三羯磨ト者、或カ曰、戒相ヲ與授スルコト三次ス

ル、即是也ト、若何ン。(七丁裏)

⑨問、無上尊ハ粗其義ヲ知ル。兩足尊ト者。(九丁表)

⑩問、三聚戒、若何カ會取セン。(九丁裏)

⑪問、三戒ノ所對治、若何。(二〇丁裏)

⑫問、十戒者。(一一丁裏)

⑬問、大小者。(一一丁裏)

⑭問、十戒ノ義相ハ、戒鈔等ノ中ニ分明ニ参取ス。而ニ佛法ノ大海ニハ信以テ入ルト者。(一三丁表)

⑮問、直三宝ニ皈スルハ纔ニ三途ノ苦ヲ免離スル而已カ、若何ン。(一四丁表)

⑯問、三戒ハ分明ニ聞了ル也。十重禁戒ノ義相ハ戒鈔等ニ因、分明會取スレドモ、而レドモ複、後人ノ為ニ、三五之戒相ヲ擧テ問ン。師、更ニ對一説セヨ。(一四丁裏)

⑰—1問、第一戒ノ教授文ニ生命殺サ不ハ、佛種增長ストハ。(一四丁裏)

⑰—2問、第十毀謗三宝トハ。(一五丁表)

⑱問、世間戒等ノ如ハ則、時限有。乃至、聲聞ノ受具モ則一形ヲ劑ル(云、盡形壽)。今此ノ吾カ佛戒修行ニ方語有リヤ否ヤ。(一五丁表・裏)

⑲—1問、然モ雖モ、是如也ト、昭着ノ時、方而今、之ヲ聞ン。(一五丁裏)

⑲問、宝鏡三昧東西同契ノ戒、是ヲ金剛宝戒ト謂。入室ノ

『晴道本光『禪戒口訣或問』の研究(菅原)』

真子ノミ之ヲ受可シ。然ニ、今時ハ縑素男女及ヒ自陀(佗か)宗ノ信人同ク之受ク。室内室外差品有リ麼。

(一六丁表裏)

⑲問、布薩者。(一六丁裏)

⑲問、教授者。(一七丁裏)

⑲問、教授文者。(一七丁裏)

⑲問、道場者。(一八丁表)

⑲問、戒法者根本何ニ由テカ起ル。(一八丁裏)

⑲—1秘密者。(一九丁裏)

⑲—2問、其義者。(一九丁裏)

⑲—3什麼為カ無始未得ナル。(一九丁裏〜二〇丁表)

⑲問、本原戒、什麼ト為カ受授ヲ假ルヤ。(二〇丁表)

⑲—1稱義者。(二〇丁表)

⑲—2其実相者。(二〇丁表)

⑲問、如来平等慧者。(二〇丁表)

⑲問、戒法門者。(二〇丁表)

⑲問、正法戒者。(二〇丁裏)

⑲問、受戒傳戒其差如何。(二〇丁裏)

⑲問、血脈ノ圖者。(二〇丁裏)

③⑩問、吉祥門下ノ戒脈ニ洞濟ニ合相ニ圖スル者。（二二丁表）

③⑪問、兼リ聞ク所修ノ勝行三學ニ過莫ト、師、予カ為説ヘシ。（二二丁表）

後序

①有人來テ予語云、彼定共ト道共ト戒者、固ヨリ禪戒可キニ（見せ消ち）北名義故、師ハ何ソ簡シテ焉憑據セ不ル乎。（二二丁表）

②復問、戒経ノ中ニ若佛子ト稱ル之若ノ字、如何ン。（二二丁表）

本書の設問は以上の通りである。本文①の問いから分かるように、「戒」に関する疑問について、広範に尋ねた内容であることは明確である。また、本文②の問いのように、問者が十善戒と十重禁戒との混同を示すなどしており、当時の曹洞宗侶一般の戒に関する知識については、系統立てて学ばれていなかった場合があった様子が理解できよう。しかし、瞎道は当世一流の学僧として、諸疑問に答

えてくれることを期待されていたようで、本書の問者も、中途半端な答えでは満足せずに、納得できるまで関連事項を尋ねる様子が、臨場感を伴って伝わる文献である。

そのため、本書では戒学一般のみならず、宗門の「授戒会」における差定的問題、引いては「室内」にまで関わる一々の事象が、細かく問答されており、全体としては初学者向けの文献として、高く評価できるものである。

また、既に挙げたように、瞎道には本書より後年に記した『宗伝戒文試参請』にて、特に宗門所伝の『教授戒文』解釈を中心に、改めて自身の戒学の成果を世に問うているけれども、本書はその先駆けとして、また、『教授戒文』以外の戒学一般への理解を知ることができるといえる文献である。

惜しむらくは、本書は刊行されずに、書写されて伝わっており、管見の限り現存数もそれほど多くはない。よって、他の学僧や、当時の曹洞宗侶一般に対しての影響力は、考慮すべきでは無いと思われる。しかし、瞎道の立場に鑑み、その周囲の学人に学ばれた可能性まで否定すべきではないと思われる。

五、『禅戒口訣或問』の曹洞宗禅戒研究上の位置付け

本書の曹洞宗の禅戒研究上における位置付けを検討してみたい。

本書では、曹洞宗の禅戒関連として、以下の文献等を参照している。なお、書名が確認できる順番に挙げている。

・指月慧印著『禅戒篇』（享保二〇年「一七三五」著、元文二年「一七三七」序刊⁹⁾）

本文①の問いで、問者が「禅戒之大宗者、不能語禅戒篇ノ中ニ於テ、粗一經一論ニ依憑シテ、而モ後人之、此戒ヲ造立セ不シトヲ知」としているように、指月の『禅戒篇』を学んだ上で、瞎道に尋ねている様子が分かる。同じく、瞎道も本文②の応答に「而、十重禁ハ自十善戒ヲ攝取ス。禅戒篇ノ中ノ説ノ如シ」とし、『禅戒篇』を参照している。つまり、本書は瞎道の本師である指月の『禅戒篇』を受けつつ、更に宗門の戒学一般について説いた内容だといえる。

『禅戒篇』については、指月の著作名の多くに見え「不能語」がないという指摘もあるが、本書では

瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究（菅原）

『不能語禅戒篇』と呼んでいる（『宗伝戒文試参請』でも同様）。これは、指月の著作について、門弟達が「不能語」を付けて呼んでいた可能性を示すものだが、そもそも『禅戒篇』の自序は「不能語序」となっており、表題に付いていなくてもそう呼ばれていたことを示すものか。

・面山瑞方提唱「但州説戒」（宝暦二年「一七五二」春・但馬大用寺の戒会で提唱。宝暦一〇年「一七六〇」に『若州永福和尚説戒』¹²⁾として刊行）

本文③の応答で、瞎道は「或師ノ加行ト者、尋常ノ行ニ於テ更ニ受戒之前行ヲ加ルノ義也¹³⁾」としているが、傍注に「面山師但州説戒」と付記している。『若州説戒』では「加行ノ因縁」項に「總ジテ加行ト云ハ、受戒ノ時ユヘニ、日用ノ勤行ノウヘニ、別行ヲ加増シテ勤ムル意ニテ、行ヲ加ルト云義ナリ¹⁴⁾」とあって、言い回しが若干異なっているけれども、本書が『若州説戒』刊行前の成立であることに鑑み、おそらくは瞎道本人が面山の「但州説戒」に随喜して筆録か記憶した内容を用いているために相違が発生したと推

定できる。既に、筆者が指摘した通り、¹⁵ 瞎道は面山の動向や思想について、熱心に情報収集していたものと思われる。後述するように、本書②の応答で瞎道は、『教授文』の写本入手経緯について述べるが、その際に「而ル後ニ吉祥瓶老人ニ逢着スレハ、則復タ宗祖説戒之貝葉記也ト言ヘリ」という、『教授文』への評価を直接聞いたことを述べている。「吉祥瓶老人」とは、面山本人を指すから、両者は面山の永福庵開創後に直接面会していたことが推定される。

また、本文③―①の問いに「或師」の見解として、宗門所伝の儀軌には「対首懺悔」がないことを指摘しているけれども、これも傍注に「但州説戒」と見える。『若州説戒』「加行ノ因縁」項に「今時ノ禪門戒ニ、タレガ私案ニテハジメシコトカ授戒ノ夜ニ當テ、初ニ對首懺悔ヲ聞トテ、僧俗共ニ一人ツツ室中ニテ、密ニ今生造リシ惡作ヲ説セテ聞コトアリ、是ハ他派ノ式ヲ洞下ニマネタルナリ」とあるため、瞎道とその周囲では面山の意図を正確に追隨する様子が理解できる。なお、本書は懺悔や布薩について問答を繰り返す

ており、詳細は後述する。

・道元提唱・瑩山訓読『仏祖正伝菩薩戒教授文』¹⁸

本文⑩の応答で、瞎道は三聚浄戒の真意について、「大槩ハ教授文ノ如シ」として、戒相の把握を『教授文』に委ねる様子が見える。同様の活用として、本文⑭の応答、本文⑯―①の問い（第一不殺生）、⑯―②の問答（第十毀謗三宝）に見える。また、本文②の問いは「教授文者」となっているが、この応答として、瞎道は『教授戒文』を和文に開いた瑩山紹瑾が、弟子の慧球大師へ授けた写本の奥書に関して指摘している（『宗伝戒文試参請』でも同様）。

なお、入手経緯だが、「予、此ノ文ヲ古老之衣盞ノ中ヨリ得リ」としている。古老が誰なのかは不明だが、既に本師・指月は『禪戒篇』で、随所に「宗伝に曰く」として『教授（戒）文』を引くため、指月のことを指すか。

・経豪著『梵網経略抄』（延慶二年「一三〇九」六月一六日）²⁰

本文⑭の問いに「十戒ノ義相ハ、戒鈔等ノ中ニ分明

ニ参取ス」とあり、また、本書⑩の問いにも「十重禁戒ノ義相ハ戒鈔等ニ因、分明會取スレドモ」とあって、十重禁戒の戒相の把握に『戒鈔』を用いていたことが分かる。当初は、万仞道坦『仏祖正伝禅戒鈔』の略号とも思ったが、同書刊行は本書成立より後の宝曆八年（一七五八）であり、また同書「規約」⁽²³⁾の性格上、容易に参照できるとも思えないため、本書では經豪『梵網経略抄』を参照したと推定した。

その際、瞎道が同書をいつ頃入手できたのかに関心が持たれるところであるが、現段階では不明である。参考までに万仞は「余、参の深山に隠ること多年、偶たま古寺を幽谷に訪ぬ。夜話の序で、寺主、一卷の書を以て余に授く。之を閲するに、則ち所謂経豪梵網鈔⁽²⁴⁾なり」としており、参（三河国）の深山にいた時に、偶然入手できたものだとしている。転じていえば、當時はそれほど珍しい写本だったことが推定される。

以上の通り、本書は指月『禅戒篇』や面山「但州説戒」の後に続いて、禅戒思想を展開した内容だと定めることが可能で、また、『教授文』『梵網経略抄』など、宗門室内で

瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究（菅原）

伝えられてきた文献などを用いて、宗門所伝の十六条の仏祖正伝菩薩戒の意義を確定しようという意図を感じることができる。敢えて、禅戒復興に尽力した明峰派の月舟・叵山、あるいはその門弟の文献を引かないところに関心が持たれるが、詳細は不明である。

なお、禅戒思想文献ではないが、本文⑦の応答で、瞎道は三帰戒の式が、自他の宗派で相違していることについて、「正法眼蔵嗣肩ノ卷ニ曰ク、縦ヒ同異ハ則天地縣隔スレドモ、而箇古佛ハ唯是如也ト信受ス可シ矣」⁽²⁵⁾とし、また、本文⑩の問いは帰依三宝に関わるものだが、瞎道の応答では『正法眼蔵』「帰依仏法僧宝」巻を拝するように示している。このように、道元『正法眼蔵』を用いて、宗旨を宣揚しようとする様子は、『室内聯灯秘訣』と同様に本書にも見られるものである。

六、『禅戒口訣或問』に見える禅戒思想

以下は、「禅戒」に関わる幾つかの思想を挙げて、本書の特徴を定めてみたい。

①禪戒

本書は、『禪戒口訣或問』という題を付しているものの、「禪戒」について詳細に論じられているわけではない。特に、本文の問答三一条において「禪戒」はついに主題化されず、本文⑧の応答で、わずかに「吾禪戒モ亦羯磨無シ」という短い一節が見られるのみである。この場合の「禪戒」とは、「禪門（宗門）の戒」という程度の意味である。そのため、後序①に見るように、瞎道を向陽庵に尋ねた或人が、禪戒について詰問したのであった。瞎道の応答は以下の通りである。

予力謂ク、公ヤ也、禪戒之名義ニ迷惑スルカ故ニ、此語有ル而已矣。禪那三昧之同異ハ、則山高海深シ、而其廣博究極、此ニ罄スコト能ンハ、則且ク止ム。厥ノ定道共戒者、次ノ如ク漏無漏根本近分靜慮地心ヲ得ニ由テ、爾ノ時、便チ從心轉ナルカ故ニ共ト曰。定道之名也者、舊翻ニシテ、而新譯ニハ漏無漏靜慮律儀ト曰。即、別解脱戒ハ則作法受得ニシテ而不隨心轉ノ戒ニ同カラ不。作法モ亦復心地戒也ト道ハバ、向テ道ン、心地戒之作法ハ唯眞常獨露ナル而已矣。其定道之

心ト戒ト俱ナルカ故共ト云ヒ、或ハ定中ニ身語ノ惡現行思ヲ止ルニ依テ、漏無漏ニ共戒を立ル耳。乃至、廣說ハ瑜伽論等ノ如ク知レ。豈ニ禪門戒之名數ニ混同ス可ン乎。若シ禪戒之眷屬ト云ハバ、則且ク聽許セン。²⁸⁾ 瞎道の見解としては、禪戒に関連して「定道共戒」について論じている。これは、『大乘義章』卷一〇「三聚戒七門分別」中の「辨相三」を受けたものである。『大乘義章』では三聚淨戒の「攝律儀戒」において包摂される戒の種類について「一別解脱戒、二者禪戒、三無漏戒」とあることを受けて、瞎道は右の論を展開している。なお、同書では禪戒を「經論亦た定共戒と名づくる也」として「定共戒」とし、続く「無漏戒」を「經論亦た道共戒と名づくる也」として「道共戒」とする。よって、この二つの戒のあり方を総合して、瞎道は「定道共戒」とした。更に、『俱舍論』卷四四「分別業品第四之二」から、「定道」の詔語の問題を取り出しつつ「靜慮律儀」が「根本近分靜慮地心」³⁰⁾を得ることだとして、定道と靜慮律儀とが同じことだとしたのである。その意義は、靜慮ニ定ガ心を転じていき、結果として戒になることから「心地戒」³¹⁾だとしている。

また、先に挙げた『大乘義章』の戒の三つの種類で、「別解脱戒」のみはここから排除されたとした。「別解脱戒」について、『大乘義章』では「戒は正順解脱の本なり」の意義であるとしているが、瞎道は『俱舍論疏』巻一五から「作法受得」であるとし、『大乘義章』で「此れ之の解脱、定道二種の心と俱ならず」とあることを解釈したものである。

なお、瞎道は後に『宗伝戒文試参請』でも、上記の『大乘義章』を引いて禅戒を解説しているが、禅定の辺に戒法が随生することを禅戒とする見解を受けて、「是に於いて知るべし。其の名、異ならず。其の体、大いに殊とす。新戒等、参禅学道を廃すること勿れ」とし参禅学道を基本にしているが、ただし、戒定慧の三学という観点でそれぞれの機能を示す場合には、本文③の応答において、戒こそが定慧の足（基本）になるとし、理解を誤ってはならないとしている。

そこで、瞎道において、「禅戒」の語は「禅門の戒」という意味に留めていると思われる。慎重に吟味すると、定道共戒については、「禅門戒」と混同してはならず、禅戒

瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究（菅原）

の眷属だという表現は許すとしているためである。

今回、「禅戒」の意義を考察していく中で、江戸時代の学僧達の間で、この語の意味するところを、ただの「禅門の戒」という意味に留める場合と、思想的に進めて「禅戒一如」まで説く場合とで、系統立てができる可能性が見えてきたが、それは従来の研究成果などを踏まえつつ、機会を得て考察したい。

② 懺悔・布薩

本文③及び⑬で論じている。前者については懺悔全般について論じ、後者については、特に布薩との関連で論じられている。

まず、本文③で扱われたのは、授戒会における「七日加行」についてである。そこで、「加行」については、面山の「但州説戒」を受けつつ、授戒会における諸行持（受戒の前行）を、恒例行持に重ねて行うこととした。

その上で、瞎道は「受戒の前行」を行う意義を、「今、受戒加行七晝六夜ノ中ニ前六日ニ業障懺悔ノ為メニ慙懃ニ三世ノ三宝ヲ禮する（迎、瓔珞經ノ如シ）也」とした。

それはつまり、悪業を生み出すのも、善業を生み出すのもこの身口意の三業であるため、貪等の心を起さないと決定して、三宝礼拝という善行でもって、悪業を作る状態から「之ヲ反ス」としたのである。いわば、「礼拝行という事懺」に重きを置いたことが分かる。

しかし、この時代既に、宗門の授戒会では「対首懺悔」が流行していたという。「対首懺悔」については、面山が『若州説戒』で批判したことは既に指摘したが、その面山の意図を受けつつ、本書では、次のような展開を見せる。

まず、本文③―①において、問者は或師（面山）の見解として、「対首懺悔」が宗門所伝の儀軌本に無いとした説は妥当かと尋ねている。賸道がそれを是としたところ、問者は続けて、対首懺悔を行うべきではないのか、と確認した。賸道は、面山の意図はそうではないとし、未だ受戒していない者は、ただ行動の善し悪しがあるので「破戒罪」ではなく、行動の善し悪しに関する懺悔は三宝礼拝が妥当としたのである。その上で、この世界には破戒の者も多いため、「又、世界、而今、對首懺二因テ重信ヲ生カ故ニ、宐ク行ズベシ」⁽³⁶⁾と主張した。いわば、「対首懺悔」

は、既に戒を受けた者が行う懺悔として考えているといえ、これから初めて受戒する者は、三宝礼拝で懺悔するという機能分化を明確化したといえる。

そこで、問題になるのが「布薩」である。本文③―③において、儀礼においては礼仏と又磨（懺悔のこと）と、どちらが先になるのかと尋ねている。賸道は、半月ごとの布薩は、又磨が先で、礼仏が後であるとし、その意義を、我々が勝果を得たいのであれば、必ず修行を行うべきだが、その修行には「断悪」と「修善」があるとし、もし、断悪が十分でなければ十分な修行には繋がらないため、布薩ではまず、断悪たる又磨を先に行うのだとした。一方で、受戒の時には、その反対で先に礼仏をして、それまでの行動の懺悔を行い、その上で又磨に進むべきだった。また、本文④でも布薩について説いているが、ここでも徹底して、布薩は既受戒者のみを対象とし、未受戒者が道場に入ることは許されないとし、その根拠として『梵網經』の第四二輕戒を挙げた。一方で、受戒の既未を区別せず、布薩説戒を行う弊風があることも歎いている。

更に、懺悔について、「業障への懺悔」と「犯戒への懺

悔」の区別については、面山『若州説戒』から発想を得ているが、特に前者を「礼仏による懺悔」としたのは、指月『禪戒篇』『修懺』項からの着想であろう。自らが就いた先達の教えを折衷して提示する様子が分かる。

また、瞎道は『宗伝戒文試參請』において、本書よりも余程詳しく「懺悔」について述べている。研究を進めたということなのであろう。

③十六条戒について

宗門所伝の「仏祖正伝菩薩戒」の特徴は、三帰・三聚浄戒・十重禁戒の「十六条戒」にあるわけだが、本書においてもその立場は堅持している。なお、指月『禪戒篇』も、面山『若州説戒』も同様である。

その上で、瞎道の『宗伝戒文試參請』には、「十重禁戒」の説明が簡潔に過ぎるも、指月『禪戒篇』に説明を任せているという評価がある。³⁷⁾

そこで、本書はそれぞれに関連して、以下の問答が配されている。

三帰戒…本文⑥⑦⑮

瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究(菅原)

三聚浄戒…本文⑩⑪

十重禁戒…本文②⑫⑭⑯(⑯は小問1・2含む)

三帰戒について注目すべきは本文⑮である。道元「正法眼蔵」「帰依仏法僧宝」巻を挙げながら、如来とは一切の善法を生ずるところであるから、菩薩は仏に帰依し、万行を成就すべきであるとした。そして、三宝帰依の重要性を以下のように示す。

故ニ佛ヲ舎(捨に同じ)ツレバ即是一切菩薩之命ヲ断チ、而其ノ成佛ノ根ヲ絶ス。若シ餘戒ヲ毀破スレハ、但シ道ニ於テ礙有ルノミ、是成佛之根本ヲ絶ニハ非也。佛、舎可不ルヲ以、故ニ法僧モ亦爾リ。³⁸⁾

道元は、「帰依仏法僧宝」巻で、恐らくは『観無量寿経』「三福」の見解を受けつつ、三帰こそが他の戒を受けするための根本条件であると示すけれども、瞎道はそれを転じて、三帰をもし破ることがあれば、成仏道への根本条件を失うとしているのである。また、本文⑯―2は「十重禁戒」に関連し、特に「第十毀謗三宝(一般的には「第十不謗三宝戒」)について論じるため、併せて参照しておく」と、こちらでは「法」に関する不謗を説いている。大乘に

陥りがちな態度として、三乗の内二乗を毀謗しやすいが、瞎道は吾が単伝の正宗では三乗に関する法は全て、仏祖が伝来してきた方便であるとし、三乘法はもちろん、世間における様々な治生産業、芸術に至るまでも、正理に随えば仏祖の所説に準ずるのである。ここからは、瞎道における世間の産業への態度を知ることができる。

三聚浄戒についてだが、本文⑩への応答では、その戒相の把握について『教授文』に任せてしまっている。その上で、「宗傳ノ次第者、息惡修善度生也」⁴⁰として、三聚浄戒の本質を端的に示し、『瓔珞經』などの説を受けつつ、各条の意義を解説した。特に、本文⑪への応答では『撰大乘論』（実際には、吉蔵『勝鬘宝窟』⁴¹からの孫引き）を受け、三聚浄戒とは一切の衆生、自他共に成仏を目指すものとしていいる。なお、多くの経論から引いて、三聚浄戒の意義を示すのは『宗伝戒文試参請』でも同様であり、本書の成果を発展させたものだとはいえる。

十重禁戒についてだが、こちらも基本は、『教授文』『梵網経略抄』などに戒相の解説は依拠している。その上で、本文⑭では、十重禁戒を挙げつつ、更に「仏法の大海には

信を以て入る」ことについて尋ね、瞎道は「菩提心、是也」⁴²とした。そして、菩提心を離れば、一切菩薩の法は無いという。本書では、「菩薩戒」について主題として採り上げる問答が少ないが、当問答では「菩提心」に関連して論じている。瞎道は、道元『正法眼蔵』「発菩提心」巻の見解を受けてだと思いが、「菩提心ハ則自未得度先度佗、是也。先度佗之心深厚ナレハ、一切ノ法儀ニ於、微塵ハカリモノ不犯」⁴³として、自未得度先度他の菩提心を持つからこそ「菩提薩埵」と呼ばれるとした。そして、その菩提心を発露して、一切衆生を荷負して導くのが菩薩であるともいう。ここには、瞎道自身の僧侶としての生き方、自覚までも見ることができよう。

④受戒と伝戒について

本書、本文の後半は、受戒と伝戒（室内）の問題を挙げている。具体的には、本文⑱⑲⑳㉑㉒が該当する。

この内、本文⑱については、問者は「吾宝鏡三昧東西同契ノ戒」は、「入室ノ真子」こそが受けるべきだと思いが、最近では在家の男女や、他宗の信仰を持つ者も混在して受

けていることについて、室内・室外の差を付けるべきかどうかを尋ねている。瞎道の返答は、石頭希遷『参同契』から、「靈源明皎潔、支派暗流注」と「暗台上中言、明分清濁句」を引いて、特に明としての靈源のはたらきにより、「無差の差」を行うべきだとした。つまり、「一戒の光明」は出家・在家ともに照らし出すために、自他は無いけれども、世の「坊（僧侶の意）」は自ら「堤坊」となることで、戒の法水を濁流によって汚されないようにすべきだとした。つまり、「今、室内室外堤坊ナル、是即平等大慧之致所也⁴⁵」とするのである。これは、僧侶の側が、正しく受けるべき人を判別しながら、いたずらに儀礼を混雑させないことこそが、平等との見解になり、まさに面山が『若州説戒』の「加行ノ因縁」項で述べたこと⁴⁶に通ずる。

また、本文²⁸では、問者が受戒と伝戒の差について尋ねたが、本書ではその応答の詳細を示さない。姉妹編『室内聯灯秘訣』に説明を譲ったものと思われる。

本文²⁹では、『血脈』図の書式に関する口訣を示している。現行、宗門の『血脈』図でも、頂上に円相を記すけれども、その関連で、新たに戒を受けた新戒の者の下から、

瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究（菅原）

『血脈』図を廻つて上り、直接に円相に繋がる様子について、「而今、昇降シテ不凝滯之謂也⁴⁷」とした。また、円相の真下に「本師仏（釈尊）」の名を記すことについては、「威音已前ノ成道モ猶是レ老僧ガ兒孫也ト云也（云云）⁴⁸」としている。これなどは、道元が『正法眼蔵』「嗣書」巻で「釈迦牟尼仏、あるとき阿難にとはしむ、過去の諸仏は、これたれが弟子なるぞ。釈迦牟尼仏はいはく、過去諸仏は、これ我釈迦牟尼仏の弟子なり」と示した、宗旨の根幹にも通ずる教示だといえよう。

そして、本文³⁰においては、『血脈』の「洞濟両聯⁴⁹」について問者は尋ねているけれども、瞎道は正面から答えずに、「汝、親ク祖室ニ入バ、自知得セン⁵⁰」とし、更なる参究を促すのみであった。ここから、この問者はやはり、師家の堂奥にまで達したことがない初学者であったと推定される。

七、結論

本論では、瞎道本光著『禪戒口訣或問』の検討を通して、瞎道における禪戒観を紹介した。そこで、本書は瞎道

が後に著す『宗伝戒文試参請』に繋がる著作であることが判明した。両書の関係性については更に、瞎道が引用した菩薩戒関連経論の出典研究も踏まえて研究されるべきだが、それは稿を改めて考察したい。

また、本書の曹洞宗禪戒研究史上の位置付けについてもほぼ確定し得たと思われる。それは、瞎道の本師である指月慧印『禪戒篇』を受けつつ、更なる展開を見せている。古来より『宗伝戒文試参請』こそ、そう評されてきたが、本書も同様であったということは、少なくとも指月門下、瞎道の周辺においては、戒学の基本を指月の著作に置こうとする態度があったと見て良い。

更に、瞎道は面山瑞方に面会し、その薫陶も受けていることが分かった。本書では面山の「但州説戒」を受けつつ、特に「加行」や「菩薩戒授受の作法」に関連した議論が進められている。江戸時代、黄檗宗の伝来を受け、大乘寺の月舟宗胡が禪戒会を興行したことは知られているけれども、それが宗門一般に急激に広がっていく中で、様々な綻びが生じる一方、仏祖正伝の作法などについて関心が持たれた時代だったことを想起させる。

その意味で、指月『禪戒篇』同様に、瞎道も本書で、『仏祖正伝菩薩戒教授文』などを用いながら、宗門の戒に関する古伝の宗旨を参究していた様子が分かったことは、当時の宗侶達が、徐々に参照すべき文献を確定しつつ、宗学復古を目指していたと見るべきであろう。

そして、本書の最大の特長は、問答を基本にしており、しかも、体系的な戒学を学んでいないかもしれない初学者が問者であったことが推定されるため、本書はこの現代においても、初学者への戒学教育に用いることが可能な一冊であることだろう。

今後、機会を得て全文を翻刻し、宗門初学者における参究の一助にしたいという念願を付記して、本論を終える。

註

- (一) 先行研究として、河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』附編「第二章『正法眼蔵却退一字参』考」に収録される「瞎道本光行状・著述略譜」を参照した(同著、七四七〜七五二頁)。

また、本論は江戸時代の禪戒思想に関するものだが、研究

史や関連資料を渉猟した先行研究として、川口高風「曹洞宗の戒律研究資料と研究動向」（『禅研紀要七』一九七六年）の内、特に後半の「三 禅戒研究資料」（同紀要、一〇五〜一五頁）を参照した。

本書の姉妹編となる『室内聯灯秘訣』については、拙論「瞎道本光『室内聯灯秘訣』の研究」（『禅研紀要四五』二〇一七年）を参照されたい。

- (2) 瞎道「宗伝戒文試参請」は、明和四年（一七六七）一月に武蔵竜淵寺養老軒で著された。現在は、岸澤文庫所蔵の大正期写本を底本として、『曹全』「禅戒」に所収。同著の「回向」は、「調筆回向言」に始まり、『大般涅槃經』卷二〇「梵行品第八之六」から、世尊が阿闍世に示した凡夫が行うべき二十種観（『大正蔵』卷一二・四八三頁a〜b）について引用し、末尾に「必竟、無上菩提に回向す」と締め括っている（『曹全』「禅戒」四二二頁上〜下段）。

(3) 本書、二二丁裏

- (4) 万切道坦『仏祖正伝禅戒鈔』は、宝暦八年（一七五八）自序を付して刊行。『曹全』「禅戒」に収録されるが、同著の特徴として、『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』の本文に、経豪『梵網経略抄』から抄出した解釈を挙げ、更には経論からの引用文のみで構成されており、万切自身の私意を挟んでいないとの評価がある（『曹全』「解題」一四〇頁参照）。なお、『梵網経略抄』も、経豪は先師上人の言葉を連ねたのみで、

瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究（菅原）

余詞を交えていない（『曹全』「注解二」六三八頁下段参照）とする。

(5) 本書、二二丁裏

(6) 本書の四丁裏〜六丁表を参照。

(7) 本書、二三丁表

(8) 本書には書写時の乱丁が見られ（なお、書写者とは異筆で乱丁を指摘している）、四丁裏↓五丁裏↓五丁表↓六丁表と続いている。よって、問答の順番と丁数が合わなくなっている。

(9) 指月『禅戒篇』は、『曹全』「禅戒」に所収。

(10) 本書、二二丁裏

(11) 指月の自著である『荒田随筆』への解題（『曹全』「解題」四九四頁）に、指月の略伝と著作について総じて書かれているため参照した。

(12) 面山瑞方『若州永福和尚説戒』は『曹全』「禅戒」に所収。以下、本論では『若州説戒』と略記。

(13) 本書、四丁裏

(14) 『若州説戒』巻坤、『曹全』「禅戒」一七二頁上段

(15) 拙論「瞎道本光『大智徳頌関東辯矣』の研究」（『禅研紀要四四』二〇一六年）の註記23（同紀要、一〇三頁）を参照されたい。

(16) 本書一八丁表を参照した。なお、『吉祥瓶老人』について、この場合の「吉祥」は、面山が寛保元年（一七四一）の

瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究（菅原）

春に開いた小浜永福庵の林号であり、面山が瓶形の中に「吉祥」の字を入れた落款を、自著や所蔵文献に押ししていたことを指している。

(17) 『若州説戒』卷坤、『曹全』「禪戒」一七二頁下段〜一七三頁上段

(18) 道元・懐菴「仏祖正伝菩薩戒教授戒文」は、『全集六一二二〜二二七頁に所収。瑩山紹瑾が訓読した「仏祖正伝菩薩戒教授文」は、同二一八〜二二二頁に所収。

(19) 本書、九丁裏

(20) 瑩山が授けた『教授文』の奥書には、「慧球姉公」とあって、本来は「慧球大姉（大姉の意味は、現今とは異なるか）」等と記述されるべきものだと思う。しかし、瞎道は、『宗伝戒文試参請』においても、『教授文』を採り上げる際に「慧球大師」としている（『曹全』「禪戒」四〇六頁下段）ため、本書執筆時と同じ写本を示しているといえようか。

(21) 本書、一八丁表

(22) 経豪『梵網経略抄』は『曹全』「注解二」に、『正法眼蔵抄』付録として所収。

(23) 万仞『禪戒鈔』の冒頭には「規約」六箇条が収録されている（『曹全』「禪戒」四五五頁上段）。概略を示せば、本書を刊行するものの、書店での販売を認めず、未受戒者などに見せてはならず、江湖会などでの話題にすることもないようにと、取り扱いに細心の注意を払うよう求めている。また、

版木も刊行後一五年で破棄すると明記しており、その流通が極めて限定的であったことが推定される。

(24) 万仞『禪戒鈔』序、『曹全』「禪戒」四五六頁上段、訓読は筆者。

(25) 『万仞道坦語録』（『続曹全』「語録三」所収）を読む限り、万仞と三河（愛知県東部）との関わりは、寛保二年（一七四二）一〇月から約一年半の間住持を勤めた長円寺と、その後佐賀の泰智寺を経て、寛延四年（一七五二）から自身が中興開山となった額田郡万福寺とがあるが、「深山」に多年にわたって居たという記述からは、『正法眼蔵抄』及び『梵網経略抄』は万福寺時代に入手したものとなる。なお、詳細について、角田泰隆「万仞」（『道元思想のあゆみ3』所収）の「伝記」を参照すると、現在の愛知県豊田市に所在する妙昌寺を訪れた際に拝覧し、『経豪鈔』の書写が許されたと示す。

(26) 道元が入宋中、『嗣書』拝覧の機会に恵まれた際に、天童山の宗月長老より受けた教示の語である「たとひ同異はるかなりといへども、ただまさに雲門山の仏はかくのごとくなる、と学すべし」（『正法眼蔵』「嗣書」卷、『全集一』四二七頁）を受けて示されている。

(27) 本書、九丁表

(28) 本書、二二丁裏〜二三丁表

(29) 『大正蔵』卷四四・六六〇頁b

- (30) 『大正蔵』卷二九・七四頁b
- (31) 「心地戒」の典拠は、『梵網經』あるいは禪宗所伝の戒觀に基づくものである。
- (32) 『大正蔵』卷四一・六五五頁c
- (33) 『大正蔵』卷四四・六六〇頁b
- (34) 『曹全』「禪戒」四一六頁下段
- (35) 本書、四丁裏
- (36) 本書、五丁裏
- (37) 『宗伝戒文試參請』の解題、『曹全』「解題」一三七頁
- (38) 本書、一四丁表
- (39) 道元が、晩年の十二卷本『正法眼蔵』執筆に当たって、論題やテーマを、『観無量壽經』「三福」に依った可能性があることについては、拙論『観無量壽經』「三福」と道元禪師成仏論について」（『曹洞宗総合研究センター學術大会紀要』第一二回、二〇一一年）を参照されたい。なお、中国浄土教の善導は『観無量壽經』における三福の戒福が「受持三福、具足衆戒」とあるのを受けて、「先ず三福を受けしめ、後に衆戒を教う」とし、その上で「然れども戒に多種有り。或いは三福戒、或いは五戒、八戒、十善戒、二百二十戒、五百戒、沙弥戒、或いは菩薩三聚戒、十無尽戒等、故に具足衆戒と名づくる也」（『大正蔵』卷三七・二五九頁c、訓読は筆者）とし、「三福・三聚浄戒・十重禁戒」の原型を示している。
- (40) 本書、九丁裏

瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究（菅原）

- (41) 『大正蔵』卷三七・二二頁b
- (42) 本書、一三丁表
- (43) 『全集二』三三四頁
- (44) 本書、一三丁表裏
- (45) 本書、一六丁裏
- (46) 面山は『若州説戒』「加行ノ因縁」項において、当時の授戒会で、在家者に対しても「登壇（蓮華台上に上らせること）を行つてゐることを批判した（『曹全』「禪戒」一七四頁上ノ下段）。瞎道はそれを受けて、授戒会の差定について批判していると思われる。
- (47) 本書、二〇丁裏
- (48) 本書、二一丁表
- (49) 『全集一』四二五頁。なお、永昌寺本『真字正法眼蔵』第四五則に、「世尊阿難見塔廟」話が収録され、世尊が阿難に対して「過去の諸仏、是れ吾が弟子なり」と述べる問答が見られる（河村孝道「真字『正法眼蔵』の研究―古写本資料紹介と本文対照校異―」（駒澤大学仏教学部研究紀要四五）一九八七年、参照）。
- (50) 「洞済両聯」とは、曹洞宗の『血脈』に、栄西所伝の臨済宗黄竜派の系譜と、曹洞宗の系譜とが両方連ねて書かれることを指している。これは、道元が建仁寺に参じていた関係で、当時の参学者・明全（一一八四〜一二二五）から栄西所伝の菩薩戒を受け、また、入宋した際に天童如浄（一一六二

賸道本光『禪戒口訣或問』の研究(菅原)

く一二二七)より菩薩戒を受けたことを示すとされる。ただし、江戸元禄期の宗統復古運動で「一師印証」が主張される前後で、当時の学僧達の間で問題となり、例えば梅峰竺信は宗統復古運動前の興聖寺住持時代に或る僧と普説(『夢窩梅峰禅师語録』卷二所収、『曹全』「語録二」五六頁上段く五七頁上段)にて議し、また出山道白は『洞門衣柳集』「对客二筆」において『授理観戒脈』を典拠にしながら、洞濟両聯への非難を批判した(『曹全』「室中」一二五頁上く下段)。

(51) 本書、二二丁表

参考資料

- ・『禪戒口訣或問』は愛知学院大学図書館所蔵・同禅研究所配架(請求番号138.8/0284)の江戸期写本を参照している。具体的な写本時期は不明なるも、紙質・筆致などから江戸中期頃と判断した。なお、付されている返り点・送り仮名に準じて読み下しつつ、句読点を補った。また、漢字やカナは一部を除いて底本に従っている。
- ・『曹洞宗全書』『続曹洞宗全書』(ともに曹洞宗宗務庁)を参照している。なお、引用時には『曹全』『続曹全』[〇〇]〇〇頁〇段とし、巻号と頁数のみで略記している。
- ・永平道元の著作は春秋社『道元禅師全集』(全七巻)から引用。なお、引用時には『全集〇〇〇頁とし、巻号と頁数の

みで略記している。

- ・『大正新修大藏経』を参照したが、訓読は筆者。引用に際しては、『大正蔵』巻〇・〇〇頁と略記して巻数・頁数を示し、段数をアルファベットで末尾に付した。
- ・河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』春秋社・一九八七年
- ・曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ3』吉川弘文館・一九九三年